

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工一盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻 解説書	(平成12年9月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成12年6月)
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法設計施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
国土交通省	防護柵の設置基準の改正について	(平成16年3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧	(令和3年3月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(令和2年6月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	(平成8年10月)
日本道路協会	舗装施工便覧(平成18年版)	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
土木学会	舗装標準示方書「2023年制定」	(令和5年10月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)
日本道路協会	舗装の長期保証制度に関するガイドライン	(令和3年3月)
日本道路協会	舗装種別選定の手引き	(令和3年3月)

**2-3-4 橋面防水工**

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、本編2-3-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床板防水便覧」第6章の材料・施工の規定及び第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

**2-3-4 橋面防水工**

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、本編2-3-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床板防水便覧」第6章の材料・施工の規定及び第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。**床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。**これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

## 2-3-10 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。
4. 初期養生は、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。
5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
6. 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-14-2を標準とする。

縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。

表2-14-2 横収縮目地間隔の標準値

版の構造	版厚	間隔
鉄鋼及び縁部補強鉄筋を省略	25 cm未満	5m
	25 cm以上	6m
鉄鋼及び縁部補強鉄筋を使用	25 cm未満	8m
	25 cm以上	10m

## 2-3-10 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。
4. 初期養生は、**十分な量**皮膜養生剤を**適切な時期に均一に**散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。
5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
6. 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-14-2を標準とする。

縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。

表2-14-2 横収縮目地間隔の標準値

版の構造	版厚	間隔
鉄鋼及び縁部補強鉄筋を省略	25 cm未満	5m
	25 cm以上	6m
鉄鋼及び縁部補強鉄筋を使用	25 cm未満	8m
	25 cm以上	10m

旧

## 第10編 道路編

新

### 2-7-1 一般事項

1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1 施工」（日本道路協会）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会）の規定、及び第3編 2-3-11 路側防護柵工、2-3-10 防止柵工の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

### 2-7-1 一般事項

1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／**ポラードの設置便覧** 4-1 施工」（日本道路協会、**令和3年3月**）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会）の規定、及び第3編 2-3-11 路側防護柵工、2-3-10 防止柵工の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-8-2 材料

1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。
4. 標識の加工は設計図書によるものとする。使用材料は表2-15に適合するものとし、耐久性に富み、剥離・腐食等によって標識効果を妨げないものとする。

表2-15 使用材料一覧表

名 称		材 料	規 格
標 示 板	標 示 板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S-T6
柱	鋼 管 柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール） SS400 に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444 ・ JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、 (JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規 定によらなければならない。
そ の 他 材 料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規 格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき（HDZ35 以上）仕上げ

[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。

5. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。
6. 受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
7. 反射板等の仕様区分及び色彩は表2-16のとおりとする。
8. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-8-2 材料

1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400 及び JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400 の規格に適合するものとする。
4. 標識の加工は設計図書によるものとする。使用材料は表2-15に適合するものとし、耐久性に富み、剥離・腐食等によって標識効果を妨げないものとする。

表2-15 使用材料一覧表

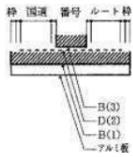
名 称		材 料	規 格
標 示 板	標 示 板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 6063-T5
柱	鋼 管 柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール） SS400 に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444 ・ JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、 (JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規 定によらなければならない。
そ の 他 材 料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規 格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき（HDZ35 以上）仕上げ

[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。

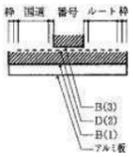
5. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。
6. 受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
7. 反射板等の仕様区分及び色彩は表2-16のとおりとする。
8. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

表2-16 反射材料等の仕様区分及び色彩

表2-16 反射材料等の仕様区分及び色彩

標識の種類		反射材料等の使用区分および色彩											備考
種類	番号	漢字・平仮名片	英字称名	高速道路の通	数字	km	矢印	枠記号	高速路の地道	地			
都府県	102-A	青B	青B					青B(注1)			白B	(注1) 都道府県章、市町村章は青色表示とする。  (注2) 著名地点のシンボルマークは、青地白表示とする。 国道番号(118-A) 都道府県番号(118の2-A)  (1) B(白)を7mm板全体に圧縮し (2) D(青色)で「国道」「ROUTE」「枠」を残して印刷し (3) B(白)で国道番号を印刷する。  (注3) 国道番号(118-B,C) 都道府県番号(118の2-B,C) 総重量限度緩和指定道(118の3-A,B) 別途特記仕様書によるものとする。	
方面、方向及び距離	105-A,B,C	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び距離	106-A	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び方向の予告	108-A,B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面及び方向	108の2-A,B	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の名称の予告	108の3	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名	108の4	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
著名地点	114-A,B	青B	青B		青B	青B	青B	白B(注2)	青B		白B		
主要地点	114の2-A,B	青B	青B						青B		白B		
インターチェンジ名		白B	白B						白B		青B		
非常電話	116の2	白B						黒D			中央部白B 周囲緑B		
退避所	116の3	白B						白B	白B		青B		
非常駐車帯	116の4	白B						白B			緑B		
駐車場	117-A		白B						白B		青B		
登坂車線	117の2-A	白B	白B					白B			青B		
国道番号	118-A,B,C	右図による											
都道府県道番号	118の2-A,B,C	右図による											
総重量限度緩和指定道路	118の3-A,B	(注3)による											
道路の通称名	119,-A,B,C	青B	青B						外枠白B 中枠青B		白B		
まわり道	120-A	青B						赤B	青B		白B		
〃	120-B	白B	白B					黒D	白B		青B		
警戒標識	201~215							*黒D	黒D		黄B		
規制標識	326-A,Bを除く	B											
指示標識	409-A,B	指示標示及び記号はA										白B	
補助標識	501,508,509の3,509の4,509の5,509の6,510,512	黒D			黒D						白B		
〃	511							赤B			白B		
チェーン脱着場		白B						青B	黒D		上部白B下部青B		
誘導標示板(トンネル出口)		B											
通行規制区間		白B							白B		青B		
路側通信		内部照明可変式											
バイパス表示		黒D									白B		
重複区間表示		黒D									白B		
工事事務所及び出張所		青B	青B					青B	青B		白B		
線形誘導標示板(注意喚起の黒矢印)		黒D									黄B		

A:封入レンズ型反射シート B:カプセルレンズ型反射シート D:カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2200タイプ同等品以上) (#2800タイプ同等品以上) (#2800タイプ同等品以上)

標識の種類		反射材料等の使用区分および色彩											備考
種類	番号	漢字・平仮名片	英字称名	高速道路の通	数字	km	矢印	枠記号	高速路の地道	地			
都府県	102-A	青B	青B					青B(注1)			白B	(注1) 都道府県章、市町村章は青色表示とする。  (注2) 著名地点のシンボルマークは、青地白表示とする。 国道番号(118-A) 都道府県番号(118の2-A)  (1) B(白)を7mm板全体に圧縮し (2) D(青色)で「国道」「ROUTE」「枠」を残して印刷し (3) B(白)で国道番号を印刷する。  (注3) 国道番号(118-B,C) 都道府県番号(118の2-B,C) 総重量限度緩和指定道(118の3-A,B) 別途特記仕様書によるものとする。	
方面、方向及び距離	105-A,B,C	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び距離	106-A	白B	白B		白B	白B	白B		白B		青B		
方面及び方向の予告	108-A,B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面及び方向	108の2-A,B	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の名称の予告	108の3	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B		
方面、方向及び道路の通称名	108の4	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B		
著名地点	114-A,B	青B	青B		青B	青B	青B	白B(注2)	青B		白B		
主要地点	114の2-A,B	青B	青B						青B		白B		
インターチェンジ名		白B	白B						白B		青B		
非常電話	116の2	白B						黒D			中央部白B 周囲緑B		
退避所	116の3	白B						白B	白B		青B		
非常駐車帯	116の4	白B						白B			緑B		
駐車場	117-A		白B						白B		青B		
登坂車線	117の2-A	白B	白B					白B			青B		
国道番号	118-A,B,C	右図による											
都道府県道番号	118の2-A,B,C	右図による											
総重量限度緩和指定道路	118の3-A,B	(注3)による											
道路の通称名	119,-A,B,C	青B	青B						外枠白B 中枠青B		白B		
まわり道	120-A	青B						赤B	青B		白B		
〃	120-B	白B	白B					黒D	白B		青B		
警戒標識	201~215							*黒D	黒D		黄B		
規制標識	326-A,Bを除く	B											
指示標識	409-A,B	指示標示及び記号はA										白B	
補助標識	501,508,509の3,509の4,509の5,509の6,510,512	黒D			黒D						白B		
〃	511							赤B			白B		
チェーン脱着場		白B						青B	黒D		上部白B下部青B		
誘導標示板(トンネル出口)		B											
通行規制区間		白B							白B		青B		
路側通信		内部照明可変式											
バイパス表示		黒D									白B		
重複区間表示		黒D									白B		
工事事務所及び出張所		青B	青B					青B	青B		白B		
線形誘導標示板(注意喚起の黒矢印)		黒D									黄B		

A:封入レンズ型反射シート B:カプセルレンズ型反射シート D:カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2200タイプ同等品以上) (#2800タイプ同等品以上) (#2800タイプ同等品以上)

旧

第 10 編 道路編

新

3-5-11 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

3-5-11 設計図書の保存

受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。  
電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による。

旧

## 第10編 道路編

新

### 3-6-14 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

### 3-6-14 設計図書の保存

1. 受注者は、設計図書の保存のため、工事完了時に次の図面・関連図書について電子化し、監督員に提出するものとする。

なお、関連図書のうち、設計業務委託などの成果品として、別途電子化されている資料は対象外とする。

・図面（平面図・縦断面図・橋梁一般図・構造図・その他保管が必要な図面）

・関連図書（設計計算書・材料計算書・契約書・橋梁設計調書・概要書・その他保管が必要な資料）

2. 電子化に要する費用は、共通仮設費率に含むものとする。

3. 電子化した資料の提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。

4. 電子化については、監督員の承諾または指示を受けることとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年10月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成31年2月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	道路橋床板防水便覧	（平成19年3月）
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	（平成14年3月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年10月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成31年2月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ <b>ボラードの設置基準</b>	<b>（令和3年3月）</b>
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	道路橋床板防水便覧	（平成19年3月）
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計便覧	<b>（令和2年9月）</b>
日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	<b>（昭和45年4月）</b>
日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	<b>（昭和59年4月）</b>
日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	<b>（令和3年10月）</b>
日本みち研究所	補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

## 4-3-8 橋梁用防護柵製作工

## 1. 製作加工

## (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合

- ①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- ②受注者は、めっき付着量を両面で275g/m<sup>2</sup>以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。
- ③受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

## (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

- ①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
- ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上としなければならない。
- ③受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

## 2. ボルト・ナット

(1) ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

(2) ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

3. アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定によるものとする。

## 4-3-8 橋梁用防護柵製作工

## 1. 製作加工

## (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合

- ①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- ②受注者は、めっき付着量を両面で275g/m<sup>2</sup>以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。
- ③受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

## (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

- ①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
- ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。
- ③受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

## 2. ボルト・ナット

(1) ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

(2) ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

3. アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定によるものとする。

旧

## 第10編 道路編

新

### 4-7-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 4-7-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、**設計図書の保存**、その他これらに類する工種について定めるものとする。

旧

第 10 編 道路編

新

4-7-10 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

4-7-10 設計図書の保存

受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。

電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による。

受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

旧

## 第10編 道路編

新

### 5-6-3 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」**日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）**によらなければならない。

### 5-6-4 PCホロースラブ製作工

1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置**について、その内容を施工計画書に記載し**、設置しなければならない。
2. 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。
3. コンクリートの施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
4. PCケーブル・PC緊張の施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針」第6章施工の規定により施工しなければならない。
6. グラウトの施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

### 5-6-3 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない。

### 5-6-4 PCホロースラブ製作工

1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。
2. 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。
3. コンクリートの施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
4. PCケーブル・PC緊張の施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針」第6章施工の規定により施工しなければならない。
6. グラウトの施工については、本編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

旧

## 第10編 道路編

新

### 5-12-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、工事関連図書電子データ等、その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-12-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、本編4-7-2伸縮装置工の規定によるものとする。

### 5-12-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-7-4排水装置工の規定によるものとする。

### 5-12-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-7-5地覆工の規定によるものとする。

### 5-12-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-7-6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

### 5-12-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-7-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

### 5-12-7 検査路工

受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

### 5-12-8 銘板工

銘板工の施工については、本編4-7-9銘板工の規定による。

### 5-12-9 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

### 5-12-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、**設計図書の保存**、その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-12-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、本編4-7-2伸縮装置工の規定によるものとする。

### 5-12-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-7-4排水装置工の規定によるものとする。

### 5-12-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-7-5地覆工の規定によるものとする。

### 5-12-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-7-6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

### 5-12-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-7-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

### 5-12-7 検査路工

受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

### 5-12-8 銘板工

銘板工の施工については、本編4-7-9銘板工の規定による。

### 5-12-9 設計図書の保存

1. 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。

電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による。

2. 受注者は、工事完了後「横断歩道橋台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

**6-5-3 覆工コンクリート工**

1. 受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。
3. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。  
なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。
4. 受注者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。
5. 受注者は、つま型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。
6. 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。
7. 受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。
8. 受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。
9. 受注者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打込まれたコンクリートの圧力に変形しないよう堅固に固定しなければならない。
10. 受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。
11. 受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測Aの結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
12. 受注者は、型枠及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

**6-5-3 覆工コンクリート工**

1. 受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。
3. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。  
なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。
4. 受注者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。
5. 受注者は、つま型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。
6. 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。
7. 受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。
8. 受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。
9. 受注者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打込まれたコンクリートの圧力に変形しないよう堅固に固定しなければならない。
10. 受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。
11. **トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。**
12. 受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測Aの結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
13. 受注者は、型枠及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。

**第10節 その他**

1. 受注者は、トンネル工事の施工にあたり、監督員の指示によるほか、判断が困難な場合は浜松市トンネル技術検討委員会の判断、指示を求めるため、委員会による検討のための資料作成、及び委員会に対する必要な説明を行わなければならない。
2. 受注者は、トンネル工事において粉塵が発生しやすいため、「トンネル工事の粉塵発生作業に関する衛生管理マニュアル（国土交通省）」に基づき必要な対策を行わなければならない。
3. 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、通常記載すべき項目のほか以下の各項目について不備のないよう作成しなければならない。
  - (1) 当該トンネルの地山評価及び設計(地山分類、支保パターン等)に対する所見と、それらを踏まえた施工上の留意点。
  - (2) 実施する各計測工の内容と、掘削状況に応じて追加を検討する計測工の内容、及びそれらの活用方法。
  - (3) 計測Aにより得られた変位量に対する管理レベルの考え方と、それに対する対応策。
  - (4) 掘削補助工法に用いる薬液等に対する措置、産業廃棄物の処理、濁水処理、振動・騒音対策。
  - (5) 監督員との協議や、浜松市トンネル技術検討委員会の実施計画。
4. 受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

**第10節 その他**

1. 受注者は、トンネル工事の施工にあたり、監督員の指示によるほか、判断が困難な場合は浜松市トンネル技術検討委員会の判断、指示を求めるため、委員会による検討のための資料作成、及び委員会に対する必要な説明を行わなければならない。
2. 受注者は、トンネル工事において粉塵が発生しやすいため、「トンネル工事の粉塵発生作業に関する衛生管理マニュアル（国土交通省）」に基づき必要な対策を行わなければならない。
3. 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、通常記載すべき項目のほか以下の各項目について不備のないよう作成しなければならない。
  - (1) 当該トンネルの地山評価及び設計(地山分類、支保パターン等)に対する所見と、それらを踏まえた施工上の留意点。
  - (2) 実施する各計測工の内容と、掘削状況に応じて追加を検討する計測工の内容、及びそれらの活用方法。
  - (3) 計測Aにより得られた変位量に対する管理レベルの考え方と、それに対する対応策。
  - (4) 掘削補助工法に用いる薬液等に対する措置、産業廃棄物の処理、濁水処理、振動・騒音対策。
  - (5) 監督員との協議や、浜松市トンネル技術検討委員会の実施計画。
4. 受注者は、**完成図面、関連図書を電子化し、提出するものとする。**  
**電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による。（橋梁をトンネルに読み替える）また、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示または提出しなければならない。**

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

建設省	道路トンネル技術基準	(平成元年5月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(平成15年11月)
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)
土木学会	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	(平成28年8月)
土木学会	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	(平成28年8月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
建設省	道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	(昭和43年12月)
国土交通省	道路トンネル非常用施設設置基準	(平成31年3月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成11年3月)
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成24年3月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)
厚生労働省	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	(平成30年1月)

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説(I共通編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成11年3月)
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成3年4月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和2年9月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(令和2年9月)
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(令和2年9月)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編) <b>[2023年制定]</b>	<b>(2023年3月)</b>
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編) <b>[2017年制定]</b>	<b>(2018年3月)</b>
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和3年10月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成30年12月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成30年12月)
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

**8-3-6 受台工**

1. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込碎石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 受注者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継ぎ手方法やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。また、足場から工具、資材などが落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
5. 受注者は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。
7. 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
8. 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。  
有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

**8-3-6 受台工**

1. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込碎石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 受注者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、**防食、損傷等を受けないようにこれらを保護**しなければならない。なお、**施工方法に関しては**監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継ぎ手方法やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。また、足場から工具、資材などが落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
5. 受注者は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。
7. 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
8. 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。  
有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

旧

第 10 編 道路編

新

8-6-6 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

8-6-6 設計図書の保存

1. 受注者は、完成図面および関連図書を電子化し、提出するものとする。  
電子化については第10編3-6-14 設計図書の保存の規定による。（橋梁をコンクリートシェッドに読み替える）
2. 受注者は、工事完了後「コンクリートシェッド台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

旧

第10編 道路編

新

9-6-6 工事関連図書電子データ等

受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

9-6-6 設計図書の保存

1. 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。電子化については第10編3-6-14 設計図書の保存の規定による。（橋梁を鋼製シェッドに読み替える）
2. 受注者は、工事完了後「鋼製シェッド台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

旧

## 第10編 道路編

新

### 17-17-1 一般事項

1. 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

### 17-17-1 一般事項

1. 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、工事完了後監督員から「橋梁台帳」または「立体横断歩道橋台帳」の作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示または提出しなければならない。
5. 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。  
電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による。

## 17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工

1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならない。
2. 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
3. 受注者は、既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。
4. 受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
5. 受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。
6. 受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
8. 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。
9. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。
10. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。
11. フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。
12. 受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。
13. フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
14. 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均 30 mm に保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定するものとする。
15. 鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100 cm を標準とする。
16. 鋼板下端および鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにするものとする。  
また、美観にも留意してシールするものとする。
17. 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。
18. 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。

## 17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工

1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならない。
2. 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
3. 受注者は、既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。
4. 受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
5. 受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。
6. 受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
8. 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。
9. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。
10. 受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。
11. フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。
12. 受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。
13. フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
14. 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均 30 mm に保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定するものとする。
15. 鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100 cm を標準とする。
16. 鋼板下端および鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにするものとする。  
また、美観にも留意してシールするものとする。
17. 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。
18. 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。

19. モルタルの練り上がり温度は、10℃～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。
20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力およびモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。
21. 無収縮モルタルの注入は、シーリング用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。
- 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。
- 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシーリング用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシーリング仕上げを行うものとする。
22. 受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督員に提出しなければならない。
23. 受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
24. 根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。
25. 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。
26. 受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。
27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定によらなければならない。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
28. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17-2により実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

表17-2 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定する	重要部位は当該溶接延長の10%以上、

19. モルタルの練り上がり温度は、10℃～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。
20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力およびモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。
21. 無収縮モルタルの注入は、シーリング用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。
- 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。
- 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシーリング用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシーリング仕上げを行うものとする。
22. 受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督員に提出しなければならない。
23. 受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
24. 根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。
25. 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。
26. 受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。
27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定によらなければならない。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
28. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17-2により実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

表17-2 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定する	重要部位は当該溶接延長の10%以上、

旧

## 第10編 道路編

新

探傷試験	-2002	M検出レベル3類以上	一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。

※重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  
 ※※超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の指示による。

29. 超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。
30. 表17-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、監督員と設計図書に関して協議するものとする。
31. 受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査および超音波探傷試験を実施しなければならない。
32. 補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に監督員と設計図書に関して協議するものとする。

探傷試験	-2002	M検出レベル3類以上	一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。

※重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  
 ※※超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の指示による。

29. 超音波探傷試験の検査技術者は、**JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく**2種以上の有資格者とする。
30. 表17-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、監督員と設計図書に関して協議するものとする。
31. 受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査および超音波探傷試験を実施しなければならない。
32. 補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に監督員と設計図書に関して協議するものとする。

旧

## 第10編 道路編

新

### 17-24-1 一般事項

1. 本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意をし施工しなければならない。
3. 受注者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
4. 受注者は、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示又は提出しなければならない。

### 17-24-1 一般事項

1. 本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意をし施工しなければならない。
3. 受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し、一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、監督員と設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。  
電子化については第10編3-6-14設計図書の保存の規定による（橋梁をトンネルに読み替える）
6. 受注者は、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示または提出しなければならない。